

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表

福島県監査委員

監査公表第13号

平成27年3月27日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成27年6月23日

福島県監査委員 小 山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 尾 形 克 彦
27財第298号
平成27年4月24日

福島県監査委員 小 山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 尾 形 克 彦
様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

財政的援助等監査に係る措置状況について（通知）

平成27年3月17日付け26福監第219号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

財政的援助等監査に係る措置状況について

- 1 監査対象法人 公立大学法人福島県立医科大学
所管部局 総務部
指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項

措 置 状 況

<p>「指摘事項」 入札の事務手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 平成25年11月に実施した医療用サイクロトロンの入札について、甲社を落札者と決定したにもかかわらず、当該サイクロトロンに係る仕様書が医科大学の必要とする仕様を明確に表示していなかったため、落札後に入札説明書に記載のない技術審査を実施した結果、医科大学の求める仕様に合致しないとして契約を締結するに至らず、再度入札を行わざるを得なくなるなど、事務手続に著しく適正を欠いている。</p> <p>「是正、改善等の意見」 入札に当たっては、関係規程に基づくとともに入札説明書や仕様書等の関係書類には必要とする仕様等を明確に記載の上適正に事務手続を行うこと。</p>	<p>今回の指摘を受け、当該法人に対し、法人自らが以下の対策を講じるなど、組織的なチェック体制を強化し入札事務を適正に行うよう指導してまいります。</p> <p>今後の入札に当たっては、関係規程を遵守するとともに、仕様書等入札関係の書類の作成について、関係する教職員を中心に十分な打合せと相互チェックを行いながら、記載事項の遺漏がないように十分精査する。</p>
--	---

- 2 監査対象法人 公益財団法人福島県生活衛生営業指導センター
所管部局 保健福祉部
指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 法人の運営に、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 当該法人の事業計画及び収支予算は、定款の定めにより毎事業年度の開始の日の前日までに評議員会の承認を得なければならないが、平成26年度の事業計画及び収支予算を承認すべき評議員会が開催されていない。</p> <p>「是正、改善等の意見」 法人の運営は、定款の定めに従い適正に行うこと。</p>	<p>左記の指摘事項に関して、当該法人が下記のとおり対策を講じたことを確認しました。</p> <p>なお、当該法人に対し、改めて定款の定めに従い適切な時期に評議員会を開催し、次年度の事業計画及び収支予算の承認を得るよう指導しました。</p> <p>引き続き、当該法人に対し、定款の定めに従い適正に法人の運営を行うよう指導してまいります。</p> <p>記</p> <p>事後ではあるが、平成26年6月23日に開催した第2回評議員会において、報告を行い承認を得た。</p> <p>この反省を踏まえ、この時点において事務局内で話し合いを行い、各々が再度定款を熟読の上、今後は定款の規定に則った運営を行っていくことを確認した。</p> <p>なお、平成27年度の事業計画及び収支予算については、先の確認どおり、平成27年3月26日に開催した第5回評議員会に上程し、承認を得た。</p>

- 3 監査対象法人 公益財団法人ふくしま科学振興協会
所管部局 商工労働部
指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 会計経理処理において、公益法人会計基準等に照らし著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 現金及び預金の有高が総勘定元帳の数値と一致していないなど、会計帳簿の整理に著しく適正を欠いているものがある。 また、財務諸表と総勘定元帳の数値に整合性がない、あるいは、内訳が不明な勘定科目が正味財産増減計算書に計上されているなど、財務諸表の作成に著しく適正を欠いている。</p> <p>「是正、改善等の意見」 会計帳簿の整理、財務諸表の作成に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>左記の指摘事項に関して、当該法人が下記のとおり対策を講じたことを確認しました。</p> <p>なお、当該法人に対し、財団を専管している教育庁職員課と補助金を管理している産業創出課において、法人自らが組織的なチェック体制を確立するとともに、関係規程に基づき適正な会計帳簿の整理と財務諸表の作成を行うよう指導してまいります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（事実の原因） 平成24年10月に会計ソフトを稼働させた際に期首の勘定科目残高の修正をしなかったことや、入力漏れ、仕分けの誤り等があったため、現金・預金の残高等が会計ソフト上と現実で乖離が生じた。</p> <p>また、平成24年度途中で会計担当者の異動があり、会計に関する知識のある者がいなかったことにより事務が停滞し、平成25年度で「過年度修正損（平成24年度の支出分）」を計上することになった。（過年度分の対応等） 過年度修正損の内容を解明するとともに、平成25年度の会計処理を精査し、平成26年度の決算に適正に計上する。</p> <p>（今後の対応） グループ内の会計に関する研修等によりグループ内の知識向上を図るとともに、複数名でのチェック体制を確立する。</p> <p>また、平成26年度から税理士法人に会計顧問業務、決算書作成チェック業務、月次チェック業務等を委託し、関係規程に基づく適正な会計帳簿の作成と財務諸表の作成を行う。</p>

(監査総務課)